

住民監査請求について

1 住民監査請求

住民監査請求とは、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の規定により、市民の方が監査委員に対し、市長や職員などの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての監査を求め、その防止や是正など、必要な措置を講ずるよう求める行為のことです。

この制度は、地方財務行政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものです。

2 住民監査請求の方法

住民監査請求は、地方自治法施行令第 172 条及び地方自治法施行規則第 13 条の規定により定められた様式（職員措置請求書。以下「請求書」という。）の提出により行うこととなります。

請求書の提出には、違法又は不当な行為又は怠る事実を証する書面「事実証明書」を添付する必要があります。

また、以下の（１）から（５）までに示す要件を満たし、かつ請求書において、監査委員がそれらを特定できる程度に示す必要があります。

（１）請求人の範囲

住民監査請求が行えるのは、富津市内に住所を有する者（市内に所在する法人を含む。）に限定されます。

なお、個人の場合には、請求人本人が、意思能力、行為能力を持っていること（未成年者、成年被後見人や被保佐人の場合は、法定代理人の同意等を得ること）が求められます。

請求書には、請求者の住所及び氏名を記載し、氏名は自署を要します。

（２）対象となる行為

住民監査請求の対象となる行為は、次に掲げる富津市の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についてです。

ア 財務会計上の行為（当該行為）

- ① 公金（委託費、補助金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（売買、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入など）

※当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も、住民監査請求の対象となります。

イ 財務会計上の怠る事実

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠るなど）

請求書及び事実証明書において、これらの行為が、いつ、どのように行われ、又は行われようとしているのかを示す必要があります。

(3) 対象となる行為を行った者

住民監査請求の対象となる行為を行った者として対象となる者は、次に掲げるとおりです。

- ア 富津市長
 - イ 委員会（富津市教育委員会・富津市農業委員会など）
 - ウ 富津市監査委員
 - エ 富津市職員（富津市△△課長、富津市〇〇課〇〇担当職員など）
- ※ 富津市議会、富津市議会議員は住民監査請求の対象となりません。

(4) 損害発生の可能性

違法又は不当な財務会計上の行為等が認められる場合であっても、富津市への財産的な損害の発生する可能性が認められない場合、住民監査請求を行うことはできません。

請求書において、どのような損害が発生し、又は発生しようとしているのかを示す必要があります。

(5) 請求により求める必要な措置

住民監査請求により求める必要な措置は、次に掲げる措置のいずれかです。

- ア 違法又は不当な当該行為を防止するため必要な措置
- イ 違法又は不当な当該行為を是正するため必要な措置
- ウ 違法又は不当な怠る事実を改めるため必要な措置
- エ 違法又は不当な当該行為又は怠る事実によって富津市が被った損害を補填するため必要な措置

請求書において、いずれの措置を求めるのか、その具体的な内容を示す必要があります。

3 請求の期間制限

上記2の(2)のアに示す財務会計上の行為(当該行為)にあつては、当該行為のあった日から1年を経過しているときは、住民監査請求を行うことができません(地方自治法第242条第2項)。

ただし、1年を経過したことに正当な理由があると認められる場合は、住民監査請求を行うことができます。このとき請求書において、正当な理由の存在を示す必要があります。

※ ここで、正当な理由があると認められる場合とは、次に掲げる3つの要件をすべて満たしていることを要します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたと認められること・ その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的に見て知ることができなかつたと認められること・ その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること |
|--|

なお、上記2の(2)のイに示す、財務会計上の怠る事実にあつては、その事実が継続している限り、請求期間の制限は受けません。

4 住民監査請求に基づく監査の実施

請求書の提出があつた場合、監査委員は、以下の手順により監査を実施します。

(1) 要件審査と補正

請求書が提出されると、監査委員が当該請求内容について、所定の要件(上記2に記載の内容)を満たしているかを判断(要件審査)します。

この要件審査により、所定の要件を満たしている場合に、当該請求書が「受理」され、監査を行うこととなります。

監査委員が所定の要件を満たさないと判断した場合、当該請求を「却下」し、当該請求に係る監査は行いません。

ただし、請求書が所定の要件を満たさない場合にあつても、請求人に補足や修正を求めることで、監査を行う必要があると判断できる場合は、期限を付して、請求人に「補正(請求書の内容の補足や、記載の一部を修正することなど)」を求める場合があります。

また、所定の要件を満たしている場合であつて、当該行為が違法であり、かつ当該行為を停止すべき特別な事情があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、監査手続が終了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告することがあります(暫定的停止勧告。法第242条第4項)。

(2) 証拠の提出及び陳述の機会

請求書が「受理」され、監査が実施される場合、請求人に対し「証拠の提出及び陳述の機会」が与えられます（法第 242 条第 7 項）。

請求人は必要に応じて、当該請求の趣旨に基づき、証拠の提出又は陳述を行うこととなります。

- ・ 証拠の提出及び陳述とも、請求人が請求の趣旨を監査委員に対し、補足して説明を行うものであり、監査委員や関係職員等に対して質疑等を行うものではありません。
- ・ 陳述は、原則として公開で行いますが、陳述の内容などから監査委員がその場で非公開とする場合があります。
- ・ 陳述の際には、関係職員等が立ち会う場合があります。
- ・ 陳述は、原則として請求人が行います。代理人が陳述をする場合は、委任状の提出が必要となります。

また、当該請求の対象となる行為を行った者等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人の立会いを求める場合があります（法第 242 条第 8 項）。

(3) 監査の結果

監査委員は、請求書を受理した場合は、当該請求のあった日から 60 日以内に監査を行い（法第 242 条第 6 項）、請求に正当な理由があるかどうか（違法又は不当な財務会計上の行為等が事実であるかどうか）を判断し、監査の結果を次のとおり通知します（法第 242 条第 5 項）。

ア 当該請求に正当な理由があると認めるとき。

監査委員は、市長等に期間を示して、必要な措置を講じるよう勧告し、その内容を公表するとともに、請求人に通知します。

イ 当該請求に正当な理由がないと認めるとき。

監査委員は、請求を「棄却」し、その内容を請求人に通知します。

ウ 当該請求に不備があると判明したとき。

監査委員は、請求を「却下」し、その内容を請求人に通知します。

5 住民訴訟について

請求人は（請求の趣旨が「違法な財務会計上の行為又は怠る事実」である場合に限る。）、監査結果等に不服がある場合、住民訴訟を提起することができます（法第 242 条の 2）。

住民訴訟を提起できる場合及びその期間は、下表に示すとおりです。

住民訴訟の提起事由	起算日	提起できる期間
監査結果又は勧告に不服がある場合	監査結果又は勧告内容の通知があった日	30 日以内
勧告に伴う措置結果に不服がある場合	措置結果の通知があった日	
請求の日から 60 日を経過しても、監査又は勧告が行われない場合	請求の日から 60 日を経過した日	
勧告を受けた執行機関等が必要な措置を行わない場合	勧告の措置期限を経過した日	
住民監査請求が「却下」されたことに不服がある場合	請求却下の通知があった日	

6 提出先・問い合わせ先

請求書は、富津市監査委員事務局まで、直接書面を持参するか郵送して下さい。

〒293-8506
富津市下飯野 2443 番地
富津市監査委員事務局（富津市役所 5 階）
電話番号 0439-80-1326